

鹿児島純心女子大学動物実験委員会規程

(設置)

第1条 鹿児島純心女子大学（同大学院を含む。）に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この規程は、「鹿児島純心女子大学動物実験に関する規程」（平成29年7月1日施行）（以下「動物実験規程」という。）第5条の規定に基づき、委員会の役割及び委員の構成並びに動物実験計画の申請の手続き等について定めるものとする。

(委員会の役割)

第3条 委員会は、鹿児島純心女子大学における動物実験等を適切に実施するため、動物実験規程を踏まえ、次に掲げる事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が、動物実験規程に適合していること
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の実施に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること

(委員会の構成)

第4条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (3) その他学識経験を有する者
- 2 前項第1号の委員は、動物実験等、実験動物に関して見識を有する者、並びにその他学識経験を有する者から学長が任命する。
- 3 前項第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が当該研究に直接関わるときは、審議が終了するまでの間、審査に加わることは出来ない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもつ

て決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委員会は、申請者に委員会への出席を求め、当該研究に関して必要な事項の説明を聴くことができる。
- 3 動物実験実施者から提出された動物実験計画の審議において、委員長が、適当と認めた場合は、委員会を招集せず、回議により審議することができる。

(代理出席)

第7条 委員が事故のため出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(申請手続き及び審査結果通知)

第9条 動物実験実施者は、動物実験申請書（第1号様式）に動物実験計画書を添付して学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに委員会に付託するものとする。
- 3 委員長は、前項の付託を受けたときは、速やかに審査を開始し、審査結果を動物実験審査結果報告書（第2号様式）により学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに動物実験審査結果通知書（第3号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第11条 鹿児島純心女子大学動物実験施設の管理・運営、使用に関しては別に定める。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年12月1日から施行する。
- この規程は、平成29年7月1日から施行する。